

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第99回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年9月27日（金）10時00分～11時06分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子
（以上8名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、
中村料金サービス課企画官、
廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長

（3）審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3121号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について【諮問第3122号】

ウ 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3123号】

エ 電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3124号】

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成30年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○川濱部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第99回を開催いたします。

本日部会には、委員8名全員が出席を予定されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は諮問事項4件、報告事項1件でございます。

議 題

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3121号】

○川濱部会長　初めに、諮問第3121号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について」について、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　資料99-1に基づいてご説明させていただきます。

まず、1ページが、諮問書でございます。

続いて2ページの申請概要をご覧ください。本件につきましては、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、本年9月19日に申請があったものでございまして、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可、また、負担金の額及び徴収方法の認

可を受けようとするものでございます。

3ページをご覧ください。交付金の額、交付方法の概要です。まず、交付金の額ですが、こちらは(1)にありますように、適格電気通信事業者であるNTT東西ごとに補填対象額を算出し、4ページの(2)にありますように、それぞれの補填対象額からNTT東西ごとの負担額である算定自己負担額を減じたものを交付金の額とするものです。この交付方法ですが、こちらは交付手段を銀行振込とするなど、例年と同様のものになっております。以下、6ページまでが交付方法です。

7ページをご覧ください。こちらが負担金の額及び徴収方法です。まず、負担金の額ですが、(a)の最終算定月の前月までの負担金の額として、月末の電気通信番号の総数に番号単価を乗じた額に(b)の最終算定月の負担金の額及び(c)の前年度残余额を合計したものととして算定されることになっております。これは例年どおりの算定方法となっております。

続いて、9ページをご覧ください。こちらが徴収方法です。こちらにつきましても、納付手段を銀行振込みとするなど、例年と同様の方法になっております。

以上が概要でございますが、そのうちの補填対象額と番号単価の具体的な算出の過程について、参考資料を用いてご説明をさせていただきます。参考資料12ページ以下をご覧ください。

まず、13ページですが、こちらが平成30年度のNTT東西の基礎的電気通信役務収支の状況です。表にありますように、全体でNTT東日本は約172億円、NTT西日本は約223億円の赤字となっております。ユニバーサルサービス制度での補填と申しますのは、これらの赤字の一部補填をすることになっているものでございます。

具体的には、次ページ以下に掲げさせていただいています。まず、14ページをご覧ください。補填対象額ですが、一番上にありますように、LRICモデルに従って算定された原価又は収益に基づいて算定をしております。まず、①加入電話の基本料ですが、補填対象額の算定方法は枠の中にあるとおり算定することになっておりまして、右下の絵のように、高コスト地域として4.9%の地域における基準単価、すなわち全国平均コスト+2σを超

える部分を補填対象額としているものです。また、算定に当たってはIP電話に移行した回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算をすることになっているものです。これらに基づいて計算した結果が下の表④のところにあるとおりでございます、NTT東西合計で約28億円となっているものです。

15ページをご覧ください。②加入電話の緊急通報です。こちらにつきましても、補填対象額の算定方法は基本料の高コスト地域4.9%の加入電話回線数に対応した原価となっております。計算した結果が下の表のとおりでして、NTT東西合計で約3,300万円となっているところです。

次に第一種公衆電話ですが、16ページ、17ページの③から⑤までのとおりとなっております。いずれにも原価から収益を除いた赤字額を補填することになっておりまして、計算結果はそれぞれの表に書いておりです。③の市内通信については約38億円、④の離島特例通信については約500万円、また、⑤の緊急通報については約200万円の赤字となっております、それらを補填対象額としているものです。

以上のような形で補填対象額を計算した結果が18ページの上半分の枠の中に書いてあるとおりでして、その合計したものが補填対象額の欄の赤い網かけになっているところで、約66億円となっております。こちらに支援業務費として、来年度については約6,300万円を足し、更に前年度の過不足の予測額として、約3億2,200万円を引いて、その合計額を、こちらは番号単価のところに書いておりますが、来年の1月から12月までの電気通信番号の予測数で割ったものを番号単価としているものです。単純に計算しますと、約2.175円となりまして、これを四捨五入しまして、1月1番号当たり2円が（合算）番号単価となっております。

お戻りいただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。こちらが、以上をもとにした審査結果です。交付金の額、交付方法、また、負担金の額、徴収方法のいずれにつきましても、審査基準における審査事項に照らして審査した結果として適切であると考えております。

ご説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川濱部会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、

ご質問はございませんでしょうか。どうぞ、佐藤委員お願いします。

○佐藤委員　確認事項になります。資料の13、14ページを見比べているのですが、NTTの実際費用と増分費用を使った計算費用の比較ですが、そうすると、13ページが実費用であり、加入電話でいうと2,000億円ぐらい各社、費用が出ていますということ。次のページでは、モデルでの計算値で、上の数字と比較すれば、各社モデルでいうと3,500億円ぐらいになっていますよというのが、比較すべき2つの数字と思ってよろしいのですね。要するに赤字の部分、実際費用とモデルの費用を比べたいのですが、これはこの2つの数字でよろしいでしょうか。仮に、その比較が正しいとすれば、モデル費用のほうが大きく出ており、次に、1年間の減少額を見ると、これは両方足したものなのか、モデルについて160億円ぐらいで、実際費用の方が400億弱と理解できますけれど、その理解でよろしいでしょうか。そうすると、費用の水準にしても年々の減少額にしても実際費用の方が大きく下がっているのは、実際費用においては償却済みの資産が多く、その結果下がっているのだとか、モデルというのは毎回ネットワークを構築していくことを前提に増分費用を計算しているので、実際、NTTは投資を地域では抑えて、償却済みの資産を使い回している分、実費用が低く計算されているのかと理解でよろしいでしょうか。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。おそらく、先生はおわかりの上でご質問いただいていると思いますけれども、数字的にいうと、概ねご指摘のとおりですが、なぜそういうことが起こるのかということですが、これもご指摘のとおりですが、PSTNの設備というのは既に償却が終わっているものが多く、再投資がされていないということで、償却費用が減ってきてあまり経過していない一方で、LRICで計算する場合というのは新たに設備を構築するというので、その償却費が立ってくるということで、その結果として、場合によっては逆転が生じることになります。

これは今に始まった話ではなく、大分前から議論されていまして、こちらの場ではないのですが、LRICモデルを考える際にもそのような議論になり、6次モデルの見直しのときに、償却率を勘案して実際費用がどうなっているのかをモデル上に外生的に組み込むことも補正として行っている

ころですが、ご指摘のような数字になっているというのは見ていただいとおりと考えています。

○佐藤委員　ありがとうございます。わかっているつもりなんですけど、わかっていることが正しいかどうかの確認もあるのと、それから、例えば最後に新しい交換機をNTTが更新してから5年か6年ぐらいだったか覚えてないのですが、法定耐用年数が比較的短いことにより、年々、償却済みの資産が増えているのではないかなと思って確認しました。

○大村料金サービス課長　傾向としては申し上げたとおりですけれども、直近の数字の動きが、先生のご指摘のようになってきているのかというのは、今、把握できていませんので、引き続き勉強していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員　よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○川濱部会長　ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○三友部会長代理　これも確認ですけれども、ユニバーサルサービス基金の設定をしたときに、平均コスト+2 σ というルールを作ったわけです。これを最初に設定したとき、大体、上から4.9%ぐらいに相当するということだったのですが、当然ながら分布が変われば σ の値も変わってくるので、そうすると平均+2 σ を超える部分というのは必ずしも4.9%にならない可能性があると思います。その辺は毎回計算をされた上でやっているのか、それとも、最初のルールどおり、平均+2 σ を超えるものが4.9%であるという設定でこれは計算されているのか、どちらなんでしょうか。確認です。

○大村料金サービス課長　おそらく資料14ページの右下のようなお話だと思いますが、まず、平均コスト+2 σ を超える部分が補填対象になっているわけですけれども、ここの部分については2 σ を計算して算定しています。ご指摘は、おそらく高コスト地域の4.9%地域だと思いますけれども、そちらについてご説明しますと、これは制度上4.9%と決めていますので、毎回見直すことはしていません。従いまして、乖離が大きくなってきた場合には、補填の対象額の算定方法自体の見直しを必要に応じて行っていくことになるのではないかと思います。

○三友部会長代理　わかりました。結構です。

○川濱部会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○大谷委員　ありがとうございます。非常にシンプルな質問で恐縮ですが、制度の理解のためにご教示いただければと思います。

申請概要の2ページの3の②のところに※印をつけていただいています、負担する事業者である電気通信事業者が20社ということですが、前年度の電気通信事業収益が10億円を超えるといった基準が設けられている理由と10億円という考え方の根拠について理由を教えてくださいたいと思います。

交付金の額自体が66億円にも上るということですので、やはり負担する事業者にとっては一定の負担になりますから、収益の額が低い事業者については、対象外とすることについては理由があると思われそうですが、10億円と設定したときの事情など、ちょっと私の記憶から抜け落ちているところがございますので、教えてくださいたいと思います。

あわせて、この20社というのが、これまでどのように推移してきているのかもざっくりした状況で結構でございますので、教えてくださいたいと思います。

○大村料金サービス課長　ありがとうございます。まず、負担金を納付すべき事業者について限定をしていることの趣旨ですが、これはご指摘のとおりでございます、電気通信番号を割り当てられて相互接続通信を提供している事業者は、小さいところも含めまして数がございますので、その全てについて対象にするということは、負担を求めるということ、また、事務的なコスト等も考えて現実的ではないということで、一定の規模以上のところにいるものであります。

そして何故10億円なのかにつきましては、過去の経緯を私が把握していないので、これについては別途、ご説明をさせていただきたいと思います。

事業者数ですが、こちらについては、ずっと同じ事業者数ということではなくて、合併等があったり、参入、退出等があったりしまして、増えたり減ったりしているということで推移してきているものですが、こちらにつきましても、今、手元に具体的な推移がありませんので、別途、ご説明させていただければと思います。ありがとうございます。

○川濱部会長　その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は9月28日から10月28日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　よろしければ、その旨決定することといたします。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について【諮問第3122号】

○川濱部会長　続きます、諮問第3122号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）」について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　それでは、資料99-2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして1ページが諮問書であります。5ページにNTT東日本からの申請書、また、8ページにNTT西日本からの申請書を添付させていただいております。

接続約款の変更の概要につきましては、3ページの資料でご説明をさせていただきます。具体的な変更の内容としましては、今般、NTT東日本・西日本が10Gbpsから100Gbpsの広帯域の専用線によりまして、データセンター間又はデータセンターと会社の本社間などのユーザーの拠点間をつなぐ広帯域伝送サービスを新たに開始するものでございます。こちらは他の通信事業者においては、ユーザー拠点間を結ぶイーサ専用線サービス等という名称で広帯域の専用線サービスは既に提供しているということでありまして、NTT東日本・西日本においても同様のサービスメニューを揃えた

いというものと聞いております。

今回のサービスにおいて、利用する伝送装置につきましては、事業者が専有する設備であるということで、一部のものによる利用が見込まれていることから、広く利用される網使用料としてではなく、網改造料による提供として措置をしたいものということでもあります。

こちらにつきまして、4ページの審査結果のとおり認可することが適当と認められるので、認可をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川濱部会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

では、ご質問等々特にないようでございますので、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は明日9月28日から10月21日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 よろしければ、その旨決定することといたします。

ウ 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3123号】

○川濱部会長 続きまして、諮問第3123号「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正」について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○中村料金サービス課企画官 ありがとうございます。資料99-3をご覧ください。

1 ページ目に諮問書をつけまして、2 ページ目以降に改正概要、19 ページ目以降に新旧対照表をつけておりますので、2 ページ目の改正概要に沿ってご説明したいと思います。

本件諮問事項ですけれども、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正、具体的には将来原価方式の導入についてでございます。諮問事項としては、この接続料規則の改正部分のみという形になりますけれども、一続きの改正でありますので、諮問事項以外の改正、すなわち様式の整備にかかわる省令改正、情報開示に係る告示改正及びガイドライン改定についても、ここでまとめてご説明したいと思います。

1 ページおめくりください。まず、1 ページ目の改正概要でございますけれども、本件は二種指定設備制度に将来原価方式を導入する改正でございますが、現在、二種指定の接続料は実績原価方式という形で算定されてございます。実績原価方式ですので、実績値に基づいて算定されているという形をとっております。実績値が確定して、最終的な支払額が確定するのは随分後になってしまう。そうすると、MVNOにおいて接続料の支払額、最終的には支払額の予見可能性が確保されないという課題があるわけでございます。

具体的には、この下の表になってございます「実績原価方式」（現在）と書いてあるところをご覧ください。こういう課題に対応いたしまして、原価について予測値というものを作りまして、この予測値に基づき接続料を算定する将来原価方式を導入して、予見可能性を高める省令改正を行いたいということでございます。本件はMNOとMVNO間の公正競争確保の観点からの省令改正でございますから、データ伝送交換機能についてのみ将来原価方式を導入したいということでございます。

1 ページおめくりください。ここは参考として、検討の経緯ということでございますけれども、本件は「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書、「接続料の算定に関する研究会」の第3次報告書において将来原価方式の導入が提言されたことを受けての改正という形をしております。

1 ページおめくりください。5 ページ目のところですが、ここからは19 ページからの接続料規則の新旧対照表と見比べながらお聞きいただければと思います。まず、将来原価方式の定義でございますけれども、第二種

指定電気通信設備接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の接続料が適用される年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式として規定してございます。こちらは第二種指定電気通信設備接続料規則第2条第2項に規定してございます。

次に接続料の算定期間についてでございますが、実績原価方式に係る接続料の算定期間は1年とされておりますが、これを将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年というものをつけ加えてございます。つまり、将来原価方式として1年度目、2年度目、3年度目の3つの接続料を用意する形になります。こちらは第6条の3項に規定してございます。

1ページおめくりいただいて4ページ目にお進みください。下のページ番号で言うと6ページ目になります。予測値の算定項目と算定方法についてでございます。こちらについては原価、利潤及び需要の3つについて合理的な将来予測を行うという旨を規定してございます。具体的に原価については、第二種指定設備管理運営費について合理的な将来予測を行うこと。利潤については、レートベースの算定の基礎となる正味固定資産価額について合理的な将来予測を行うことが規定してございます。こちらはあちこちに散らばって記載されておりますけれども、例えば設備管理運営費については第二種指定電気通信設備接続料規則第7条に規定されております。適宜ご参照ください。

1ページおめくりください。こちらでは、先ほど申し上げましたとおり、将来原価方式による接続料の設定はデータ伝送交換機能のみとすることが規定されております。すなわち、データ伝送交換機能については、将来原価方式による予測接続料等、最終的な生産のための実績原価方式で算定された精算接続料とこの2種類を設定する必要がございます。こちらは第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定されております。

1ページおめくりください。(5) 接続料の精算についてのところですが、こちらは精算についての規定でございまして、最終的には実績原価方式に基づく精算接続料で精算することが規定されております。具体的には第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第4項に規定してございますので、適宜ご覧ください。

もう1ページおめくりください。施行日と想定スケジュールについてでございますが、今後2度の意見募集を経て、11月中旬以降に接続委員会と部会でご審議いただきたいと考えております。令和元年度末に届け出られる接続料から適用したいと、考えているところでございます。

次のページ、（参考1）諮問事項以外の改正規定というところをご覧ください。ここからは諮問事項以外の改正規定の説明という形になります。

まず、接続料の届出時期についてでございます。接続料の届出は概ね年度末、つまり、3月ぐらいに行われているわけでございますけれども、MVNOからは予見性確保の観点から、この届出の時期を早くして欲しいと、早期化が強く要望されてきたことでございます。こちらを受けまして、早期化を図るということで、精算接続料については、事業年度経過後9月以内、これは12月末という形になると思いますが、12月末まで。予測接続料については、事業年度経過後11月以内、これは2月末になると思いますが、こちらに届出いただくという形で早期化を図ろうと考えております。

1ページおめくりください。次に情報開示における告示の改正でございます。予測と実績の乖離について、MVNOにおいてある程度予想できるようにするために、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率と、予測値の具体的な算定方法の2点について、これは一般に開示するというわけではなく、請求に応じて開示されるよう告示を改正するものでございます。これに加え、需要の対前年度比については毎事業年度経過後6月以内に更新する形にしたものでございます。

1ページおめくりください。11ページ目はガイドラインの改正という形になりますが、まず、予測と実績値の乖離についての考え方でございますが、乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要ということに記載するとともに、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いる情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、今現在二種指定事業者は幾つか指定されておりますけれども、つまり、二種指定事業者相互間で算定方法が大きく異なることがないようにすることも重要としてございます。また、予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対

象年度における接続料に影響を与える要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められるとしてございます。

1 ページおめくりください。予測値の算定方法の検証についてでございますが、予測値の算定方法については、総務省において当審議会への報告等を通じ適正性の検証を行うとしてございまして、適正性を向上させるための所要の取り組みを毎年度繰り返し行っていくことが適当という形にしてございます。

1 ページおめくりください。引き続き、予測と実績の乖離についてのところでございますが、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、自主的な取り組みとして、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましいとしております。このほか、MVNOガイドラインにおいて所要な規定整備を行っております。

部会長、以上です。よろしく願いいたします。

○川濱部会長　ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。では、先に挙手した森委員からどうぞ。

○森委員　ご説明ありがとうございます。土地勘がないところで、基本的なことをお聞きして申しわけないのですが、これは今回接続料が下がっていく中で、将来原価方式にするということには一定の合理性があると思えますけれども、3年度分の予測とされているわけですが、先のことがわかったほうがいいのはいいと思うのですが、1年経つとその翌年度分と翌々年度分というのはまた更新されるということかと思えますので、それなりに算定の負担もあるかもしれません。ですので、2年度ではなくて3年度分が適切であるとされたことについての理由を教えていただければと思います。よろしく願いします。

○中村料金サービス課企画官　ありがとうございます。本件はMNOとMVNO間の公正競争確保の観点という形から改正を行ったものでございます。MNOについては自らの設備の投資計画等を通じて、翌年度、翌々年度というものの原価を、完全に知ることはできないものの、予測することはできる状況にあるわけでございます。翻って考えてみると、MVNOについてはそういった予測をすることが現時点ではできていないという形になっておりま

して、当然、予測接続料の算定負担ということについても配慮してまいりたいと考えておりますけれども、こういった一定の予見可能性をMVNOに確保するために、翌年度、翌々年度、3カ年分の接続料を設定していただく形にしたわけでございます。

○森委員　　ありがとうございました。

○川濱部会長　　山下委員、お願いします。

○山下委員　　ありがとうございます。私の質問もほとんど森委員と同じ趣旨だったんですけれども、少し視点を変えて質問いたしますと、何故3年にしたのかということなんですけれども、例えば3年にすると、先に行くほど将来の実績と予測との値の乖離が一般的には大きくなるだろうと思われま。そうすると、3年も先のことを先に提示することによって、かえってMVNOの経営判断を恣意的に誤らせるというか、一生懸命将来原価を3年後まで計算されたら、そこは誠実に計算されると思うのですが、それが結果的に大きく実績と乖離することもあると、そうすると、3年後の予測を頼りにして経営判断すると、かえって誰の責任と言えないようなことで経営判断が誤ると、同じことを申し上げてしまいましたが、ということがむしろ起きるのではないだろうかと思いました。

ただ、将来原価方式の計算というのは昔からやっていたらっしゃるので、昔からやっていたらっしゃる感覚というのでしょうか、実績からいうと、実績値とどのぐらい乖離するものかと、大きな外的な変化がなければ大体トレンドというのはそこで読めるものなのかどうか、それは過去の検証である程度明らかになっているのではないかとも思うので、そちらのほうを質問させていただきます。

○中村料金サービス課企画官　　ありがとうございます。3点質問をいただいたと理解しております。まず、恣意的というところだと思うのですが、例えば二種指定事業者で恣意的にMVNOの判断を誤らせるために、接続料に何らかの操作をするということは決してあってはならないと思っております。

2点目は二種指定事業者で予測接続料を将来原価方式に基づいて組んだけれども、意図せずこれが最終的な実績原価と大きく乖離していることによっ

て、MVNOの経営判断を誤らせることがあるのではないかとのご質問だったと考えておりますが、これについては、算定方法に関しまして、情報開示における告示の改正でありましたり、ガイドラインに則して二種指定事業者からMVNOのほうに情報提供を促進していくといった仕組みになってございまして、こういった算定方法についてもMVNOが考慮して、自らの経営判断を行う形になるのかなと思っております。その前提として、予測値と実績値の乖離をできるだけ小さくするように、総務省といたしましても、その算定方法の検証を毎年度行う形になっています。

最後の質問は、予測値と実績値についてはどれぐらい乖離が生じるものかなんだろうかといった形だったと思うのですが、これから始まる制度であり、手元に数字がないわけでございますけれども、その予測値、予測接続料をつくる際には原価、利潤、そして需要が必要なわけですが、これはざっくりした感想ですけれども、原価については投資計画に基づいてはじかれるもので、大きく外すことはないとは断言できませんが、利潤や需要と比べると、そこまで外れるものではないように思います。ただ、需要については、何分、市場動向によるものでございまして、当然外れていく可能性はあると考えていただければと思っております。

繰り返しになりますが、予測値と実績値の乖離をできるだけ小さくしていくといった形の取り組みとして、総務省といたしましては、算定方法についての毎年度の検証をしていきたいと思っております。

- 山下委員 ありがとうございます。
- 川濱部会長 佐藤委員、お願いします。
- 佐藤委員 一応、追加でコメントさせていただきます。違っている部分は総務省で修正していただきたい。

まず、予測がどのぐらい当たりますかという話があります。現状でいうと2年しないと実際の料金が確定できない。トレンドで言うと、例えば過去2年経つと15%か20%下がっていったということがわかる。それを2年待たないとMNOからMVNOに戻してもらえないような状況になっています。そういう意味では100%当たらなくても、差が20%、15%あったのが、10%に下がる、5%に下がることに意味があると思います。ぴった

りと当たらなくても、あとで精算がありますので、事後精算の分が小さくなることでMVNOの事業としては確実性が高まりますので、ぴったり当てることよりはタイムラグ精算による事後精算額をどれだけ小さくできるかが大事と考えています。

次に、今回、MNO各事業者がそれぞれ努力して推計しますということになっていますので、そういう意味では、初めからぴったり当てるというよりは、年々精度が上がることで、今の格差がだんだん縮まっていくことになると思います。ここ数年間、各社に努力していただいて、我々がそれをチェックしつつ、より精度の高い予測に近づいていくというのが今回の考え方の基本になります。

それから、3年先を予測しますが、MVNOが事業計画を立てる際に、突然、来年度末に精算額が幾らですよと示されても困るので、トレンドというのがわかることで、MVNOの予測可能性が高まることが経営上大事と考え、3年間の予測をするということになっています。これは、3年先の料金を今決めるということではなくて、毎年ローリングで次年度を含め3年分の予測を行っていきますので、3年先を予測し、3年も先のことなので外れることが危惧されるということにはならないと思います。

○川濱部会長　　どうもありがとうございます。その他。どうぞ、大谷委員。

○大谷委員　　ありがとうございます。これは参考情報として提供いただいているガイドラインについてなのですが、もともと二種指定制度の対象事業者が複数あるということで、MVNOの皆様がご自身でも予測されるといったときに、予測方法が各社それぞれ、まちまちにならないように調整する必要があるということについては、今年4月のモバイル市場の競争環境に関する研究会でも指摘されたところでありまして、それに見合った形で、資料でいいますと11ページのところの予測値の算定の考え方について、ガイドを示していただいたと理解しているところです。

これまでMVNOの皆様からたびたびご指摘いただいていたのが、複数のMNO事業者の原価に、どこに何を計上するかといったことが各社それぞれであり、計上されている内容についての予測がやはり困難であるというご指

摘をいただいておりますので、11ページのところの①の上から3つ目のポツのところに、より精緻な予測値の算定を行う観点から、営業費用を構成する区分ごと、それから、固定資産を構成する区分ごとに算定方法を定めていくのが望ましいものとして示されたと理解しているところなのですが、やはりMVNOさんの立場に立ちますと、望ましい程度で大丈夫なのか、はっきり区分ごとの計上基準を定めて欲しいというご意見もあるかと思いますが、このあたりについては、先ほど佐藤委員からもご説明がありましたように、まず、将来原価方式というものにMNOさんが慣れていただき、だんだんこの算定方法が整ってくることを期待しているというところから、現状では望ましい程度にとどめたのだと理解して差し支えないのか、事務局の補足説明をいただければ幸いです。

- 中村料金サービス課企画官　全くご指摘のとおりだと考えておまして、この将来原価方式の予測値の算定方法というのは、MNOにとっては初めての試みというか、初めての取り組みになりますので、予測値の算定方法について慣れていただく必要がございます。

予測値について、その大もととなる原価についても、MNO間によって算定方法に若干の差分があるところがございますけれども、こちらの差分についても、今まで総務省は努力して差分を縮めるという形で行ってきたわけがございますが、いまだ、差分はまだ残っているわけございまして、MVNOにとってみれば、なかなかそれを伺い知ることができない状況もまだ残っているのは事実でございます。これについても、対応するために予測値の算定方法についてはより細かい内容を定めた上で算定を行うことが望ましいとしてございますが、先生のおっしゃるとおり、まずは慣れていただく中で、こちらについても次第に精緻化を図れるものだと考えております。

- 川濱部会長　ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されており、また、これらは密接不可分であることから、報道発表及び意見招請については、総務省からの提案どおり、これらを一体として総務省が実施することを当部会で決定し、当部会としては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討いた

いた上で答申をまとめることにしてはいかがかと思ひます。

また、意見招請は2回実施していただくこととし、1回目は9月28日から10月28日までの間に実施していただくことにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 よろしければ、その旨決定することといたします。

エ 電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3124号】

○川濱部会長 続きまして、諮問第3124号「電気通信番号計画の一部変更」について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長 そうしましたら、資料99-4に沿いましてご説明させていただきます。

資料99-4は分冊になっておりますけれども、表紙の他に諮問書と改正概要と改正案、上3つまでが今回の諮問事項でございます。表紙の下に(参考)と書いてあります3つにつきましては、最後に一緒に綴じておりますけれども、こちらは今回の諮問の対象ではないですけれども、同時に今回のものと関連するなど、同時に処理を進める省令等になっております。

まず、資料をめぐっていただきまして、1ページ目が諮問書になっております。今回の内容につきましては、次のパワーポイントの2ページ目以降の「電気通信番号計画の一部変更について」という資料でご説明させていただきます。電気通信番号計画といいますのは、電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たりまして使用する03とか090といった電気通信番号につきまして、どういう構成にするかとか、それを使用するに当たってどういう条件がありますかということを決めているものでございます。電気通信事業者は電気通信番号をビジネス上使うときには、この電気通信番号計画に適合した事業者ごとの電気通信番号使用計画というのを作って、総務大臣の認定を受けることと、個別に事業者が使う電気通信番号について総務大臣の指定を受けることとなります。今回はその電気通信番号計画のうち、03とか09

0とかいろいろ数ある番号のうち、020とIMSIという番号につきまして、番号の構成を改正しようというものでございます。

1枚めくっていただきまして、「020番号、IMSIの現状について」というところでございます。簡単に020とIMSIの現状についてご説明いたします。

まず、上の段ですけれども、そもそも020番号は何なのかということですが、020番号というのは携帯無線通信におきまして、M2Mサービスなどで使う11桁の電気通信番号になっております。右側を見ていただきますと、「桁数の構成」とありますが、020から始まって、それに連続する次の3桁が事業者ごとに割り振る番号になっておりまして、次のXが5つある番号が、それぞれの事業者がお客さんに付与する番号という11桁の構成になっております。

左側の1ポツの下ですけれども、今、020番号というのは020の1から3と5から9、逆に言うと、020の0と020の4以外を使っております。番号容量が全部で8,000万ということになっております。その下のポツですけれども、現時点におきまして、携帯事業者4社に割り当ててまして、現在、3,260万番号が指定済みとなっております。事業者からのヒアリングをいたしまして、いろいろ試算してみますと、右側のグラフのように、2022年、令和4年度ぐらいには020が枯渇する可能性があるという状況になっております。

その下の(2)IMSIですけれども、IMSIというのはここに書いてありますように、「International Mobile Subscriber Identity」の略称でございます。これは何に使うかということ、携帯無線通信で端末がどこにあるかを把握するために使う番号でございます。全部で15桁の電気通信番号になっております。

構成ですが、右側にありますように、440、441が最初に3桁来まして、その次に「YY」と書いてありますが、これは事業者毎にYYは決まっている。その後ろに利用者毎につける番号というのが決まっております。この構成自体はITUで決まっております。世界にただ一つしかない番号として構成される必要がありますので、440、441というのは日本に割り

当てられた番号になっております。こういった15桁の電気通信番号となっております。左側の1ポツの下の小さい字なんですけれども、今、440、441ともに事業者コードが2桁になっておりますので、指定可能な事業者は全部で200となっております。次のポツですけれども、現状どうなっているかといいますと、平成30年度末で200のうち31単位について事業者を指定している状況にあります。

今後、どういう見込みかというのが一番下のポツにありますけれども、いわゆるフルMVNOの出現により、近年IMS Iの指定を受ける事業者が増加傾向にありますということと、今後、地域BWAと併せまして、ローカル5Gも可能になるということで、IMS Iの需要がより高くなるだろうということで、できるだけ早い段階で指定事業者数を確保するための措置を講じておく必要があると考えております。

今回どういう改正をするのかということが次のページで一覧表になっております。上の(1)に020番号につきましていろいろ書いてありますけれども、措置の内容は表の上にある3つポツのうち、一番上のポツがメインの中身でございまして、現在使っていない020-0について新しく使えるようにします。その際、全部で11桁ではなくて、14桁で指定可能にしますという改正をするのが1点目でございます。その結果、右の矢印の先にありますように、020の番号容量が8,000万から大体100億番号ぐらいに拡大しますというのが1点目でございます。

併せて2つ目、3つ目のポツに書いてありますのは、現在の020の1から3、020の5から9につきまして、なるべく020の0に移行していただいて、020の1から3、5から9を11桁で使っておりますので、遠い将来になるかもしれませんが、そこを将来的に空けていこうというのが一点でございます。

2つ目のポツで、実は090、080、070でも、携帯電話の音声通信用の番号ですけれども、実はM2Mでも使われておりまして、それで使っているものについても、020-0に移行してもらおうということが下の2つに書いてございます。

下の(2)IMS Iについてですけれども、IMS Iについても措置の内

容としてここに書いてありますのは、現在、IMS Iは440から始まるものと441から始まるものがあります。そのうち、441から始まるものにつきまして、事業者コード、441に続く桁数ですけれども、それを現在の2桁から3桁に変えましょうという改正を行おうとするものでございます。矢印の先に書いてありますが、その結果、指定可能事業者数が200から約1,100に拡大することになります。説明は以上でございます。

- 川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。藤井委員、お願いします。
- 藤井委員　　020番号とIMS I番号について、時期的に予測に基づいた非常にいいタイミングかと思いますが、IMS I番号について質問したいのですが、IMS I番号は多分、ローカル5Gなどの出現とともに、今後、需要見込みは増えるかと思うのですが、現時点でいつから3桁化するかというところは、何か見込みがありましたら教えていただきたいのですが。
- 廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長　　ありがとうございます。この改正を今回諮問させていただきまして、この後、パブリックコメント等々の手続を経て、その結果、答申をいただき、速やかに行けば今年中には告示が改正できると思いますので、そうすると、来年早々から441は3桁化できると考えております。
- 藤井委員　　ありがとうございます。たしか、前に研究会でこのあたりを議論したのですが、UQコミュニケーションズやWCPがまだ残っているので、その移行措置が少し必要だという話になっていたかと思いますが、それは1年ぐらいで終わると考えてよろしいですか。
- 廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長　　そうですね、資料の右下に書いてありますが、ご指摘のようにWCPにつきましては、特段、ローミングを前提としないネットワークで使っておりますので問題ありません。しかし、ソフトバンク、UQコミュニケーションズにつきましては、サービスを終了した後に使えるということで、制度上441の3桁は、告示を改正すれば今年の年末に形式上は使用できることになるけれども、実際上はソフトバンク、UQコミュニケーションズと調整をしながら、できれば1年程度の期間内で、うまく彼らの様子を見て動かしていきたいと考えております。

- 藤井委員 わかりました。ありがとうございます。
- 川濱部会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。
- 山下委員 では、1つ伺ってもよろしいですか。
- 川濱部会長 山下委員、お願いします。
- 山下委員 2ページの020番号のことですが、「既存の方々に移行を促す」と2ポツと3ポツで書いてありますが、移行を促すためのインセンティブというのでしょうか、方策は何かあるということなののでしょうか。
- 廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長 ありがとうございます。まず一つは、020の今の11桁のほうは新規指定を令和3年末までにしますということで、新しい指定はしません。今回当該告示が改正されますと、今使っている事業者については、電気通信番号使用計画の変更の申請が出てくるわけですが、その中で事象者に対する条件として、なるべく今持っている11桁は新しい利用者には使わないでください。できれば、今使っている11桁も機会を捉えてというか、お客さんのデバイスが変わるタイミングを捉えて、なるべく14桁に移行してくださいと。強制的にある特定の時期に一斉に移行させるわけではなくて、機会を捉えて移行してもらおうということを経営者として進めていただくということを考えております。
- 山下委員 ありがとうございます。
- 川濱部会長 その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
- それでは、本件につきましては当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして、広く意見の募集を行うことといたします。
- 本件に関する意見招請は、9月28日（土）から10月28日（月）までといたします。
- また、提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 川濱部会長 よろしければ、その旨決定することといたします。

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成30年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○川濱部会長　　続きます、報告事項に移ります。「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成30年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告」について、総務省からご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長　　資料99-5に基づきまして、ご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。まず経緯ですが、ユニバーサルサービス制度の交付金等の制度が稼働した初年度の認可の際に当審議会からご要望がございまして、毎年度このご報告をさせていただいているものでございます。今回のご報告というのは平成30年度の実績についてのものです。

まず、2の(1)ですが、こちらはNTT東西が設備の利用部門の効率化を図ってきている状況でして、平成30年度におきましても、下の実績の欄の網掛けしたところにありますように、NTT東西ともに12.8%の効率化をしていることになっております。この数字ですが、①の上の※印にありますとおり、退職給付に関する会計処理の変更がこの間にあったということでございまして、その影響を除いて算定しますと、NTT東日本で7.3%、NTT西日本で7.4%の効率化をしていることになっているということです。

この主な取組ですが、1ページの下の方にあるとおりでして、今年度におきましても人員の削減、業務の集約、アウトソーシングによる効率化、また、次のページに行きまして、資産のスリム化、その他、料金請求での費用の抑制などに取り組んだ結果として、これらの効率化を行ったということでございます。

また、2ページの②にありますように、市場環境の変化、また、競争の進展等が収支に及ぼした影響についても報告を受けております。こちらについ

ては、加入電話の基本料の部分で収益について、携帯電話、光 I P 電話やアプリケーションサービスへの移行などに伴って契約数が減少することによって、収益側が東日本で約 1 3 0 億円減少しており、一方、費用について、加入者回線コストの削減、設備利用部門コストの削減によって、対前年度で約 2 2 9 億円を削減しているということで、収益の減少を上回る費用の削減をすることによって、損益としては、前年度比 9 8 億円改善しているという報告を受けているところです。N T T 西日本についても基本的に同様の傾向となっているところです。その他につきましては、表にありますように、それぞれ市場環境の変化等による影響の報告を受けているものであり、それを簡単に表にまとめさせていただいております。

ご説明は以上でございます。

○川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○川濱部会長　　特にご意見、ご質問ございませんようですので、以上で本日の審議は終了いたしました。

事務局からは何かございますでしょうか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会につきましては、事務局より委員の皆様にご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川濱部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会